

Working Paper Series (J)

No.34

ひとり親世帯の居住形態の趨勢と地域性
— 『国勢調査』 個票データを用いた分析 —

Multigenerational Living Arrangements of Single-parent Households in Japan:
Trends and Regionality

余田翔平・斉藤知洋

Shohei YODA and Tomohiro SAITO

2020年12月

http://www.ipss.go.jp/publication/j/WP/IPSS_WPJ34.pdf



国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6階

<http://www.ipss.go.jp>

本ワーキング・ペーパーの内容は全て執筆者の個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

ひとり親世帯の居住形態の趨勢と地域性
—『国勢調査』個票データを用いた分析—

余田翔平（国立社会保障・人口問題研究所）
齊藤知洋（国立社会保障・人口問題研究所）

【要旨】

離婚率の上昇に伴い、有子世帯に占めるひとり親世帯の割合は増加傾向にあるものの、ひとり親世帯について統計的分析に耐えうるだけのケース数を確保できる社会調査はそう多くない。公的統計は相対的に大規模な標本を有するが、ひとり親世帯についてそこから得られる情報は集計データに限定されることがこれまでは一般的であった。しかしながら、近年、公的統計へのアクセスの拡大により、公的統計調査の個票データを用いた研究が広がりつつある。

そこで本稿では、国勢調査の個票データを用いて、ひとり親世帯の量的趨勢および居住形態について、地域性にも言及しつつ基礎資料を提供することを目的とする。居住形態については、子どもからみた祖父母世代との同居を考慮することで、有子世帯を独立世帯（祖父母との同居なし）と多世代同居世帯（祖父母と同居）とに分類した。

分析の結果、以下の点が明らかになった—（1）1980年から2010年までの30年間、有子世帯に占めるひとり親世帯の割合は拡大傾向にあり、その増分は母子世帯の量的拡大によってもたらされている。（2）北海道・東北・四国・九州において、ひとり親世帯の割合が高い。（3）ひとり親世帯の中では多世代同居世帯の割合は安定的であり、2010年時点では母子世帯のほうが二人親世帯よりも多世代同居世帯の割合が高い。また、父子世帯の多世代同居割合は時代を通じて、二人親世帯や母子世帯よりも高い。（4）多世代同居ひとり親世帯の地域分布は、東北型／西南型の家族類型の分布と概ね一致している。すなわち、ひとり親世帯に占める多世代同居世帯の割合は、東北地方で高く西南地方で低い。しかしながら、それはひとり親世帯特有の傾向ではなく、有子世帯全体に観察される多世代同居の地域性を反映しているに過ぎない。

1. 問題の所在

離婚率の上昇に伴い、有子世帯に占めるひとり親世帯の割合は増加傾向にある。ひとり親世帯という世帯形態が社会科学の諸領域で注目を集める最たる理由は、その経済的脆弱性、すなわち貧困リスクの高さであろう。阿部（2008）による「子どもの貧困」の議論は、研究者のみならず多くの社会的関心を集めるに至ったが、そこで日本の子どもの貧困の特徴のひとつとして指摘されたのが、OECD諸国内でも最も高い、母子世帯の貧困率であった。そして、ひとり親世帯のこうした貧困リスクの高さは、そこで暮らす子どもへの影響に研究者の関心を向かわせることになる。この領域において最も研究蓄積のあるアメリ

カの知見については McLanahan and Percheski (2008) などのレビュー論文を参照されたいが、日本でもひとり親世帯の子どもの教育達成などに関する研究が過去 10 年の間に蓄積されつつある (稲葉 2011)。

かつては社会調査で捕捉することが困難なほどマイノリティであったひとり親世帯は、その量的拡大によって全人口に及ぼすインパクトが増大しつつある。従来の研究では、ひとり親世帯は二人親世帯との比較を通じてその世帯属性が論じられることが多かったが、その形成要因の変化 (死別から離別へのシフト) や、東アジアでは西欧諸国と比べて多世代同居率が高いことをふまえると (Park 2007)、量的増加とともにひとり親世帯内部にも変化が生じている可能性がある。とはいえ、ひとり親世帯の諸属性について、時点や地域といった複数の比較軸からの分析を可能にする大規模調査は、少なくとも現時点では極めて限定される。

例えば、厚生労働省の『全国ひとり親世帯等調査』 (平成 23 年度までは『全国母子世帯等調査』) は、母子世帯・父子世帯をそれぞれ数千世帯、数百世帯の規模で抽出している、ひとり親世帯に関する貴重な基礎資料である。しかしながら、抽出されているのがひとり親世帯 (および父母ともに欠く養育者世帯) のみであるため、その世帯属性を二人親世帯と直接比較することはできない。

そのほか、ひとり親世帯の動向を把握できる公的統計として、総務省『国勢調査』が挙げられる。国勢調査で公表される集計表には、世帯分類の中に「女親と子ども」「男親と子ども」を含んでおり、ひとり親とその子 (20 歳未満の未婚子) のみからなる、いわゆる独立ひとり親世帯を把握できる。平成 22 (2010) 年調査からは、多世代同居世帯を多く含むと考えられる「母子世帯 (他の世帯員を含む)」「父子世帯 (他の世帯員を含む)」も新たに集計対象となった。しかしながら、集計データという特性上、複数調査回に渡る時系列比較や、地域間の厳密な比較が困難であることも少なくない。

ひとり親世帯に関するこうしたデータの制約を (部分的に) 解消するひとつの潮流が、公的統計の利用である。大学の研究者や民間企業によって実施される一般的な社会調査と比較すると、公的統計は予算・標本規模が概して大きい。それゆえ、公的統計調査の個票データを利用することで、従来型の社会調査では統計的分析を行うことが難しかったマイノリティな集団に対して、より精緻な分析を行うことが可能になる (公的統計調査の個票データの近年の利用状況については伊藤ほか (2017) に詳しい)。

そこで本稿では、国勢調査の個票データを用いて、日本のひとり親世帯について以下の 2 点に関する記述統計を提供することを目的とする (記述統計の詳細については付記を参照)。第 1 に、母子世帯・父子世帯それぞれの量的趨勢と地域差 (都道府県間格差) である。第 2 に、シングルペアレントの自身の親との同居割合に着目し、その趨勢と地域差を記述する。上述のように経済的脆弱性の高いひとり親世帯にとって、多世代同居は貧困に対するバッファとなることが指摘されており (Shirahase and Raymo 2014)、ひとり親世帯の居住形

態は、その構成員のウェルビーイングの規定要因のひとつであると考えられる1)。

2. データと方法

使用するデータは総務省『国勢調査』の調査票情報である。国勢調査は、日本国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的とし、5年に1度実施される基幹統計である。一般的な社会調査と異なり、国勢調査は日本に居住する全ての個人及び世帯を対象とした悉皆調査である。本稿の分析では、大規模調査年にあたる昭和55(1980)年、平成2(1990)年、平成12(2000)年、平成22(2010)年の4時点分の個票データを用いる。

ひとり親世帯数(実数・推定値)を公表している複数の公的統計において、ひとり親世帯の定義は親年齢の上限や他の世帯員の有無によって大きく異なる2)。本稿では、ひとり親世帯を「世帯内に配偶者がいない未婚・離別・死別のひとり親と20歳未満の未婚子を基礎とする世帯」と操作的に定義する。同一世帯内に配偶関係が「有配偶・離別・死別」である、または20歳以上の未婚子が含まれる世帯は集計から除外し、比較可能性を担保するために二人親世帯についても同様の処理を施した。

本稿では、調査票情報のうち20歳未満の未婚子(子世代G3)がいる世帯に限定したうえで、表1の分類基準をもとに子どもが所属する世帯形態——①独立二人親世帯、②多世代同居二人親世帯、③独立母子世帯、④独立父子世帯、⑤多世代同居母子世帯、⑥多世代同居父子世帯——を類型化した。

表1 世帯形態の分類方法

世帯形態(本研究)	家族類型16区分(国勢調査)	世帯主との続柄		
		祖父母世代(G1)	親世代(G2)	子世代(G3)
1 二人親世帯	夫婦と子供から成る世帯	—	世帯主/配偶者	子
2 (多世代)同居二人親世帯	夫婦、子供と両親から成る世帯	世帯主/世帯主の配偶者	子/子の配偶者	孫
	夫婦、子供とひとり親から成る世帯			
3	夫婦、子供と他の親族(親を含まない)	世帯主の父母/ 世帯主の配偶者の父母	世帯主/配偶者	子
	夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 他に分類されない世帯			
4 独立母子世帯	女親と子供から成る世帯	—	世帯主	子
5 独立父子世帯	男親と子供から成る世帯	—	世帯主	子
6 (多世代)同居母子世帯	夫婦、子供と両親から成る世帯	世帯主/世帯主の配偶者	子/子の配偶者	孫
	夫婦、子供とひとり親から成る世帯			
7 (多世代)同居父子世帯	夫婦、子供と他の親族(親を含まない)	世帯主の父母/ 世帯主の配偶者の父母	世帯主	子
	夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 他に分類されない世帯			
8	夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	世帯主/世帯主の配偶者	子/子の配偶者	孫
	他に分類されない世帯			
9	他に分類されない世帯	世帯主の父母/ 世帯主の配偶者の父母	世帯主	子

国勢調査の調査票情報には「世帯主との続柄」に関する質問項目が含まれており、世帯主を軸として他の世帯員との親族・家族関係を紐づけ、世帯形態を再分類することができる。「家族類型16分類」の回答情報も参照しつつ、世帯主(有配偶)が親世代であり、世帯主との続柄が「配偶者(有配偶)」および「子」である世帯員のみから構成される世帯を①独立二人親世帯とした。同

様に③独立母子世帯と④独立父子世帯は、親世代（ひとり親）が世帯主（未婚・離別・死別）であり、その未婚子が含まれる世帯とした。

一方で、子どもから見た祖父母世代（G1）が世帯内に存在する多世代同居世帯（②⑤⑥）については、その世帯主が祖父母世代（G1）であるか、親世代（G2）であるかによって集計方法が異なる。祖父母世代が世帯主である場合、親世代にあたる世帯員の続柄は「子」または「子の配偶者」となり、子世代は「孫」に相当する。世帯主が親世代である場合には、祖父母世代にあたる世帯員の続柄は「世帯主の父母」「配偶者の父母」となる。これらの点に留意しつつ、親世代の性別と配偶関係をもとに②多世代同居二人親世帯、⑤多世代同居母子世帯、⑥多世代同居父子世帯を特定した。なお、前者の分類（祖父母世代が世帯主）に際しては、同一世帯内に複数の親世代（G2）ケース（子どもから見た叔父・叔母）が存在する場合、子世代との親子関係を識別できないため、集計から除外することとした。

以上の手続きによって抽出された有子世帯のうち、最後に（1）同一世帯内に世帯主との続柄で表1以外の者（祖父母、兄弟姉妹、他の親族、住み込みの雇人など）が存在する世帯³⁾、（2）調査時点の親世代年齢が15歳未満である世帯、（3）親年齢（親世代）と末子年齢（子世代）の差が15歳未満の世帯⁴⁾、いずれかの条件にあてはまるケースを除外し、集計対象となる世帯を確定させた。なお、以下では簡便のため、「多世代同居世帯」と「同居世帯」とを相互互換的に使用する。

3. 結果

3. 1 ひとり親世帯の量的趨勢と地域分布

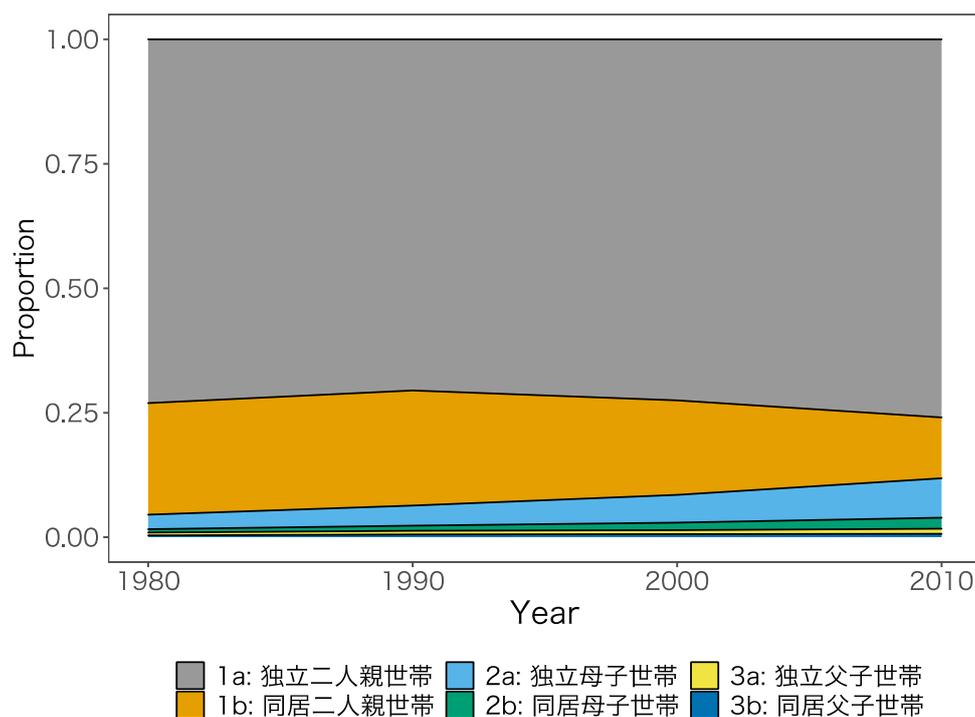
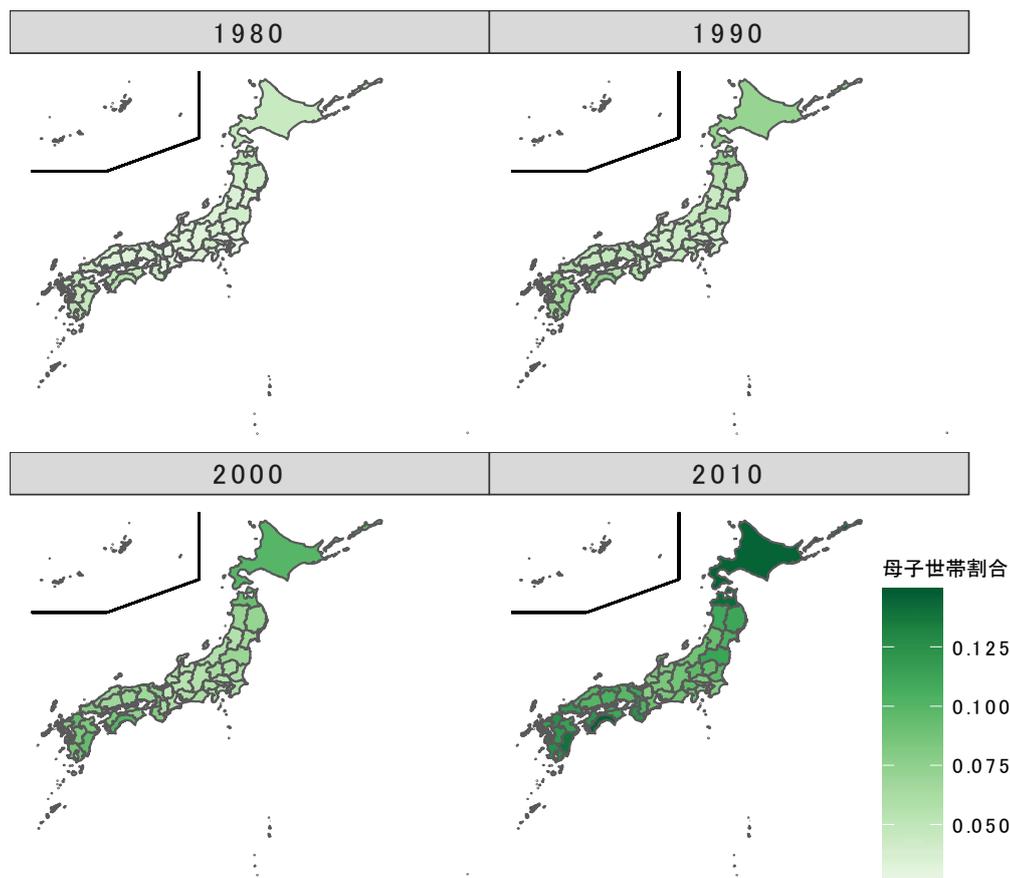


図1 有子世帯における世帯形態の推移

はじめに、有子世帯においてひとり親世帯がどれほどのシェアを占めているのか、その趨勢を確認する（図1）。1980年から2010年までの30年間、有子世帯の大多数を占める独立二人親世帯の比率は71～76パーセントの間を推移し、大きく変化していない。一方、同居二人親世帯は減少傾向にあり、その減少分を補完する形で増加しているのが独立母子世帯である。1980年時点で独立母子世帯のシェアは3パーセントに過ぎなかったが、2010年には有子世帯の8パーセントを占めるようになっていた。同居母子世帯の割合も増加傾向にあるものの、後に見ていくように、母子世帯のうち同居母子世帯の占める割合は25パーセント程度に過ぎないため、全有子世帯における割合は比較的小さい。また、父子世帯の占める割合は対象期間を通じて0.9～1.7パーセントで推移しており、ほとんど変化がない。

つづいて、ひとり親世帯の地域分布を見るために、有子世帯に占めるひとり親世帯の割合を都道府県別に比較する。全国的に母子世帯・父子世帯の割合が近年ほど上昇しているが、北海道・東北・四国・九州において母子世帯・父子世帯の構成割合が高いことがうかがえる。そして、こうした地域性は30年間で大きく変化していない。



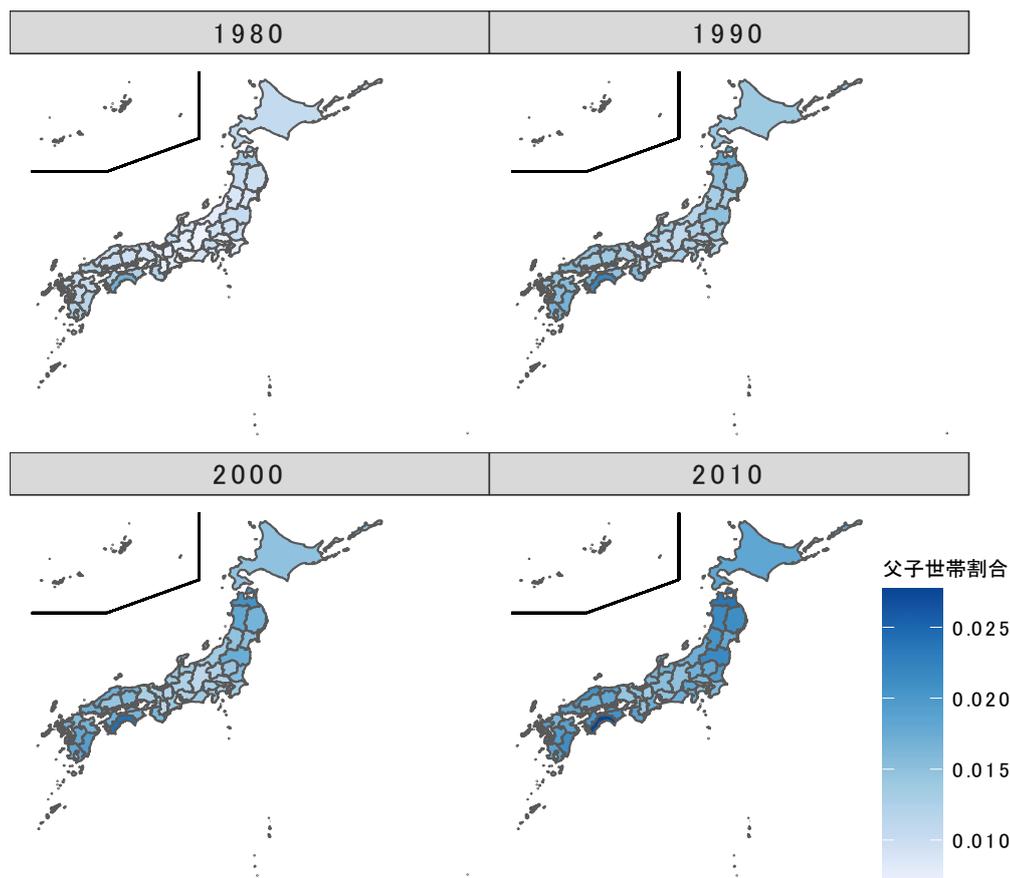


図2 有子世帯に占めるひとり親世帯の割合

3. 2 ひとり親世帯の居住形態

以下では、子どもから見た祖父母世代との同居を加味することで、二人親世帯およびひとり親世帯を独立世帯と同居世帯にそれぞれ細分化する。図3は、世帯形態別に見た、同居世帯の占める割合である。図1からも分かるように、二人親世帯全体に占める同居二人親世帯は徐々に低下傾向にある。一方で、母子世帯全体に占める同居母子世帯の割合は、19パーセント（1980年）から22パーセント（2010年）に微増しているものの比較的安定的であり、結果として1980年には二人親世帯のほうが母子世帯よりも同居世帯割合が高かったものの、2010年にはその傾向が逆転し、母子世帯のほうが二人親世帯よりも同居世帯割合が高くなっている。父子世帯の同居割合は40パーセント程度で推移しており、他の公的統計でも明らかにされてきた通り、ひとり親の間ではシングルファーザーのほうが同居世帯を形成しやすいことが確認できる。

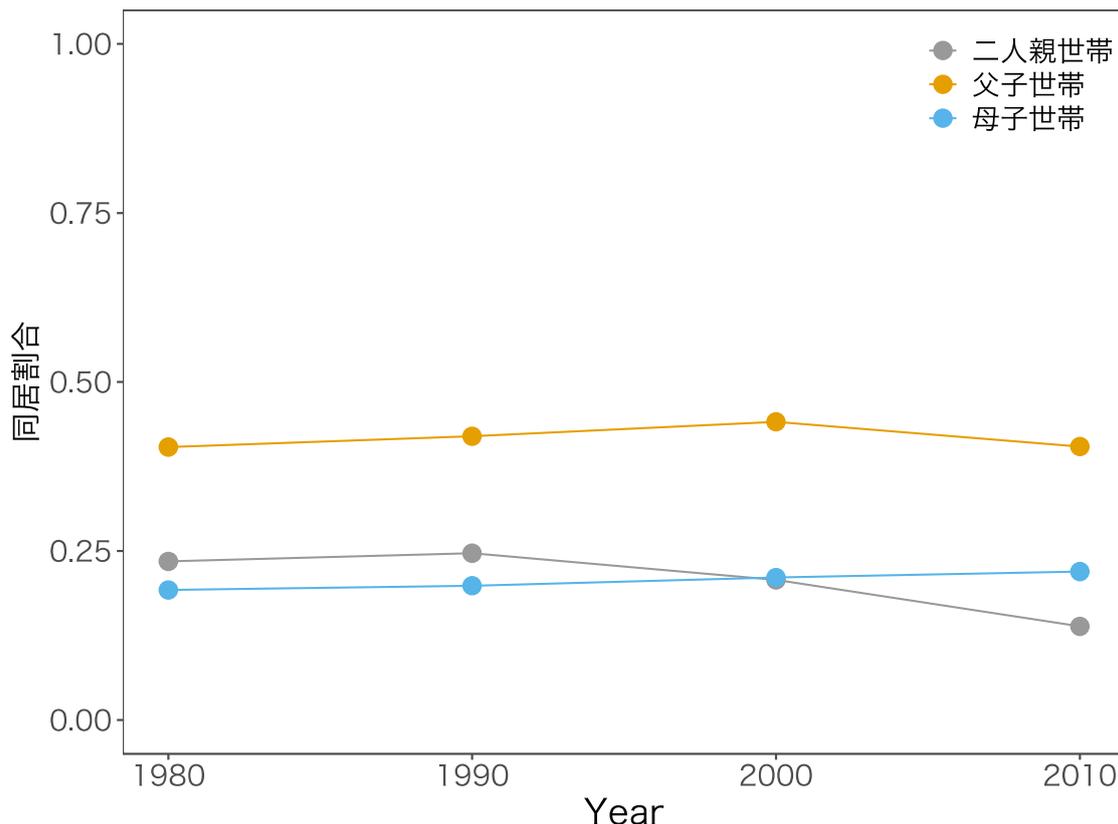


図3 世帯形態別にみた、多世代同居世帯の占める割合

それでは、ひとり親世帯に占める多世代同居世帯の割合に地域性は見られるのであろうか。図4を見るとまず目を引くのが東北地方（特に、秋田・山形）におけるひとり親世帯の多世代同居率の高さである。一方で、図2で見たようにひとり親世帯が相対的に多く分布していた四国・九州地方においては、ひとり親世帯の多世代同居率はさほど高くない。

同居ひとり親世帯の分布に見られるこうした地域差は、ひとり親世帯に特有のものなのであろうか。言い換えれば、図4に見られる地域性は、子どもがいる二人親世帯のそれとは異なるものであろうか。答えは否である。図4をあらためて見ると、同居ひとり親世帯の地域分布は、多世代同居割合が高い東北地方と相対的に低い西南地方という、いわゆる東北型／西南型の家族類型に概ね対応していることが分かる⁵⁾。図5 a-d に示したとおり、二人親世帯、母子世帯、父子世帯それぞれに占める多世代同居世帯の割合の相関係数を取ると、0.794～0.946 と高い数値を示す。すなわち、子どもがいる二人親世帯の間で同居率が高い地域は同居ひとり親世帯の比率も高いという傾向が、1980年から2010年の間に一貫して観察されることが分かる。

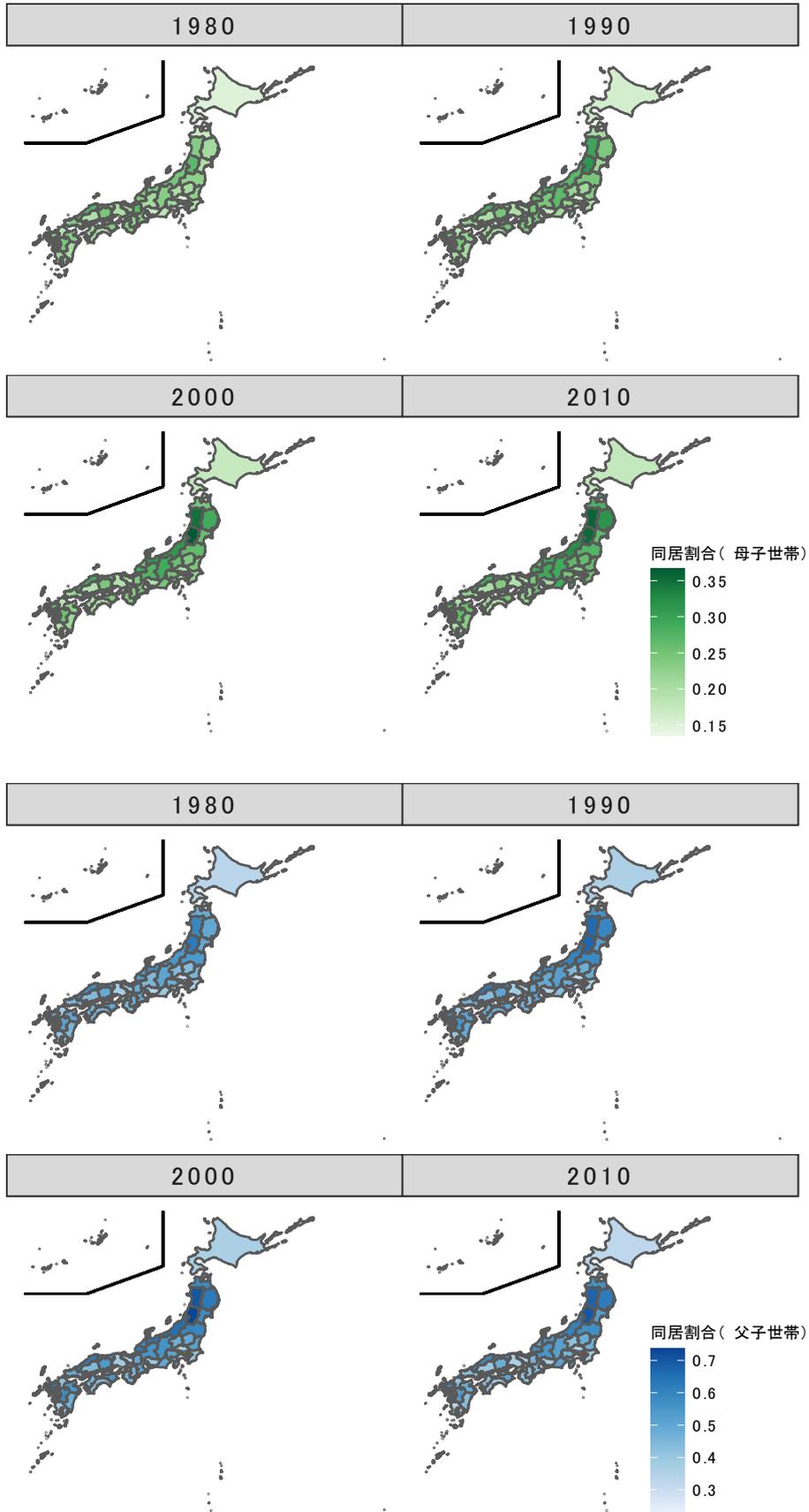


図4 ひとり親世帯に占める多世代同居世帯の割合

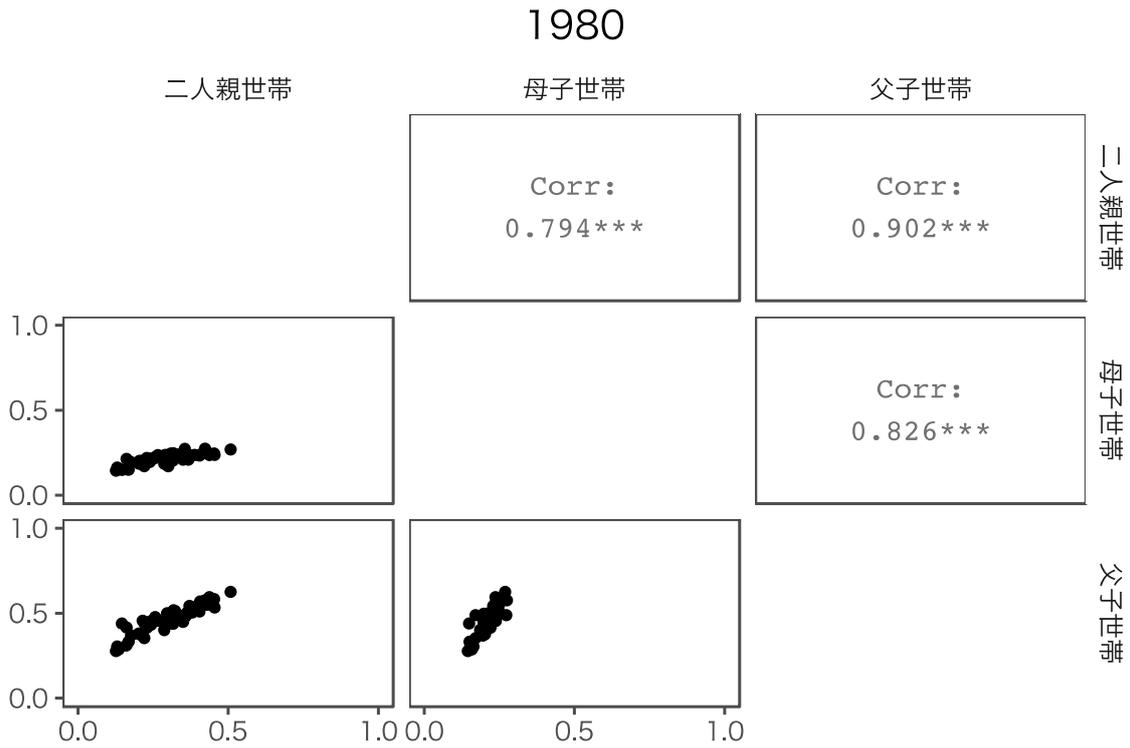


図 5 a 二人親世帯・母子世帯・父子世帯の多世代同居世帯割合の相関
(1980年)

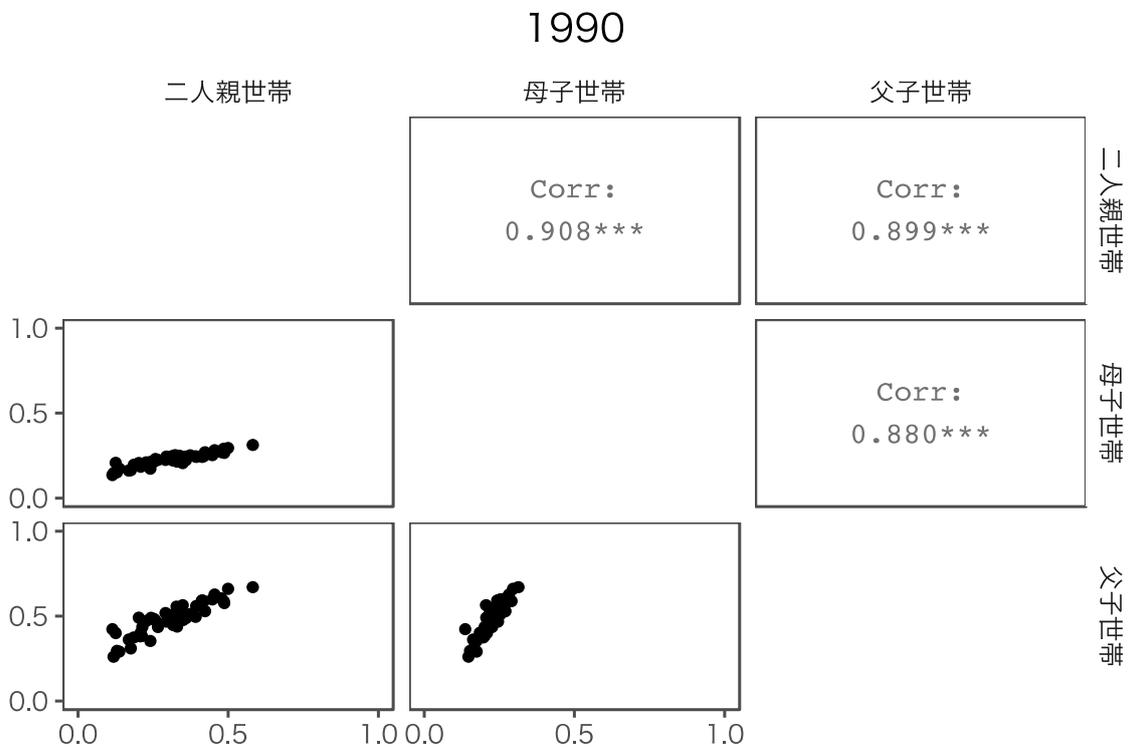


図 5 b 二人親世帯・母子世帯・父子世帯の多世代同居世帯割合の相関
(1990年)

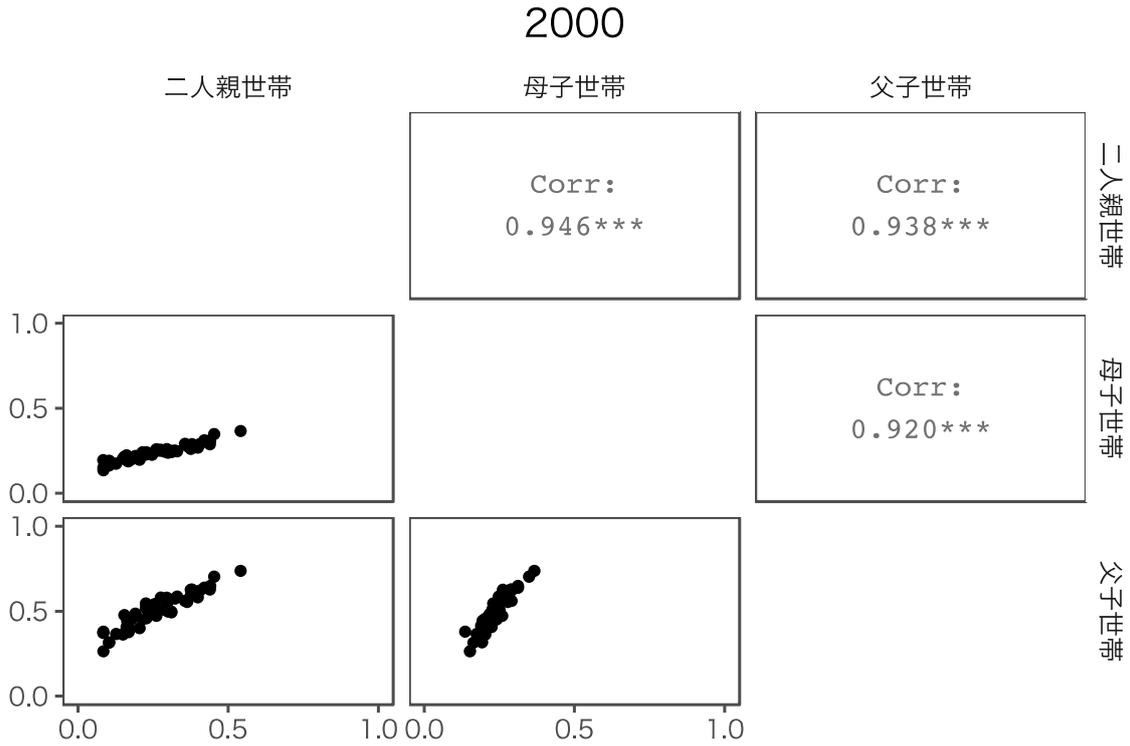


図 5 c 二人親世帯・母子世帯・父子世帯の多世代同居世帯割合の相関
(2000年)

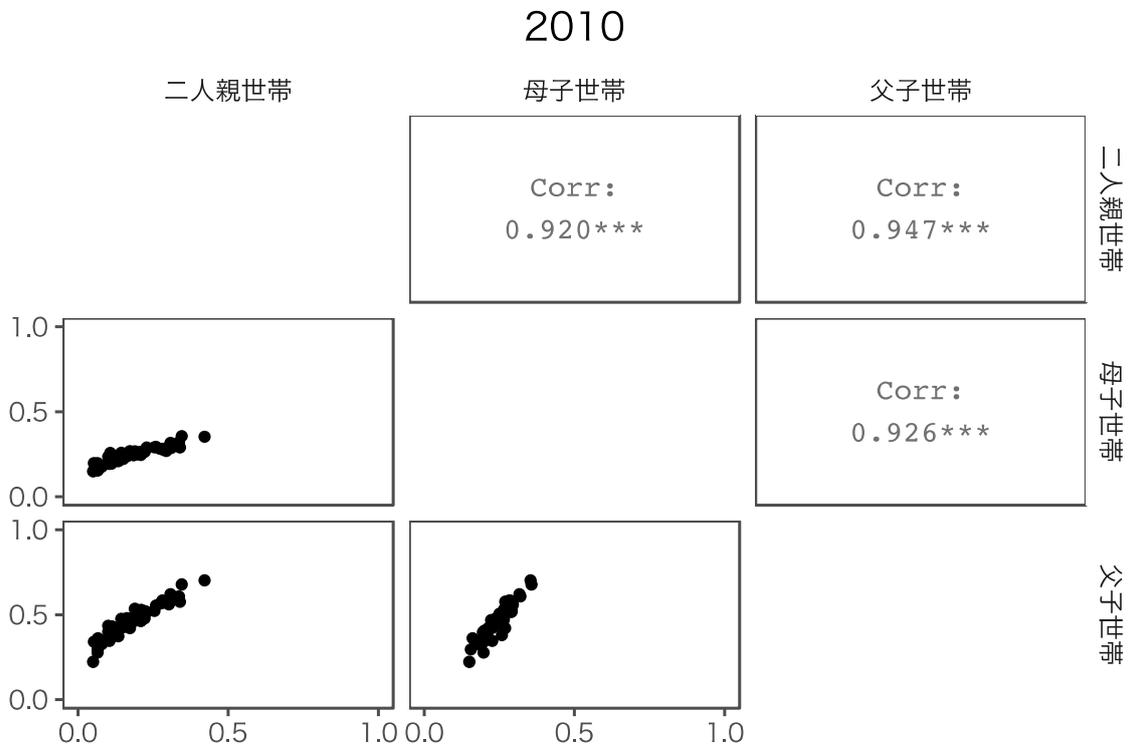


図 5 d 二人親世帯・母子世帯・父子世帯の多世代同居世帯割合の相関
(2010年)

4. 結論・議論

本稿では、日本のひとり親世帯に関する基礎資料を提示することを目的に、国勢調査の個票データを用いて、以下の点を明らかにした。

- (1) 1980年から2010年までの30年間、有子世帯に占めるひとり親世帯の割合は拡大傾向にあり、その増分は母子世帯の量的拡大によってもたらされている。
- (2) 北海道・東北・四国・九州において、ひとり親世帯の割合が高い。
- (3) 子どものいる二人親世帯に占める多世代同居世帯の割合は低下傾向にある。一方で、ひとり親世帯の中の多世代同居世帯の割合は安定的であり、結果として2010年時点では母子世帯のほうが二人親世帯よりも多世代同居世帯の割合が高い。また、ひとり親世帯の中では、母子世帯よりも父子世帯のほうが多世代同居割合が高い。
- (4) 多世代同居ひとり親世帯の地域分布は、東北型／西南型の家族類型と概ね一致している。すなわち、ひとり親世帯に占める多世代同居世帯の割合は、東北地方で高く西南地方で低い。しかしながら、それはひとり親世帯特有の傾向ではなく、有子世帯全体に観察される多世代同居の地域性を反映しているに過ぎない。そして、そうした傾向は30年間安定的である。

以上を踏まえると、母子世帯の量的拡大という構造的変化が見られる一方（ただし、これは既存の統計からも自明である）、ひとり親世帯の地域分布、多世代同居母子世帯の形成とその地域性については1980年から2010年までの間に大きな変化は見られず、むしろそれらの安定性が強固であると結論付けられる。また、多世代同居世帯の形成割合が二人親世帯とひとり親世帯とで共通していることも国勢調査の個票データを使うことで初めて明らかにされた点であると言える。

【注】

- 1) 同様の問題関心から、韓国統計庁（Statistics Korea）の2010 Korean Censusの調査票情報（うち2%の抽出サンプルデータ）を用いてひとり親世帯の居住形態を検討した研究として、Park et al. (2016)が挙げられる。
- 2) 代表的な公的統計における母子世帯の定義は以下のとおりである（父子世帯についても同様）。
A. 厚生労働省『全国ひとり親世帯等調査』
「父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」

B. 厚生労働省『国民生活基礎調査』

「死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む）と 20 歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯」

C-1. 総務省『国勢調査』母子世帯

「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯」（ただし、1980 年及び 1985 年調査での母子世帯の女親には未婚を含めない）

C-2. 総務省『国勢調査』母子世帯（他の世帯員がいる世帯）

「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子ども及び他の世帯員（20 歳以上の子どもを除く）から成る一般世帯」

- 3) 国勢調査をもとに総務省統計局が公表している「母子世帯（他の世帯員を含む）」「父子世帯（他の世帯員を含む）」には、こうした世帯主との続柄を持つ世帯員も世帯内に含まれると考えられ、本稿の集計結果との間に差異が生じうる。
- 4) すなわち、親世代は生産人口年齢に入ってから出生を経験すると仮定する。これらの仮定を置くのは、祖父母世代と同居する世帯（②⑤⑥、世帯主：祖父母世代（G1））において、先述の手続きによって特定された親世代と子世代の年齢差から見て、その子どもの親であると判定し難いケースが見られたためである。
- 5) 同居ひとり親世帯の分布に関するこうした地域性については、2010 年国勢調査の集計データを利用した稲葉（2020）によってすでに報告されている。

【謝辞】

本研究は JSPS 科研費 JP19K13902、JP18H05721、JP19K20918 および日本経済研究センター研究奨励金の助成を受けたものである。また、本稿で使用した「国勢調査」の調査票情報は、JSPS 科研費 JP19K13902 のもとで統計法第 33 条に基づく二次利用申請により使用の承諾（令和元年 7 月 30 日）を得たものである。

【付記】

本稿のグラフの原データは当ワーキングペーパーシリーズの HP からダウンロード可能である。

【文献】

阿部彩，2008，「子どもの貧困——日本の不公平を考える」岩波書店。
稲葉昭英，2011，「ひとり親家庭における子どもの教育達成」佐藤嘉倫・尾嶋史章編『現代の階層社会 現代の階層社会 1 格差と多様性』東京大学出版会，239-52.

- 稲葉昭英, 2020, 「離婚・再婚」 田間泰子編『リスク社会の家族変動』 一般社団法人放送大学教育振興会, 173-89.
- 伊藤伸介・石田賢示・藤原翔・三輪哲, 2017, 「社会データ分析の新時代——
—公的統計データの社会学研究への利活用」 『理論と方法』 32 (2) :
321-36.
- McLanahan, Sara, and Christine Percheski, 2008, “Family Structure and the
Reproduction of Inequalities,” *Annual Review of Sociology*, 34: 257-76.
- Park, Hyunjoon, 2007, “Single Parenthood and Children’s Reading
Performance in Asia,” *Journal of Marriage and Family*, 69(3): 863-77.
- Park, Hyunjoon, Jaesung Choi, and Hyejeong Jo, 2016, “Living Arrangements
of Single Parents and Their Children in South Korea,” *Marriage and
Family Review*, 52(1-2): 89-105.
- Shirahase, Sawako, and James M. Raymo, 2014, “Single Mothers and Poverty
in Japan: The Role of Intergenerational Coresidence,” *Social Forces*,
93(2): 545-69.